

地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所

試験計測等における名義使用取扱要綱

(平成 29 年 4 月 1 日制定)

改正 平成 29 年 5 月 15 日

改正 令和 2 年 2 月 27 日

最終改正 令和 4 年 4 月 1 日

1 趣旨

この要綱は、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所（以下「法人」という。）の試験計測成績書又は技術開発受託報告書をもとに、カタログ、パンフレット、インターネットのショッピングモール、ホームページ等（以下「広告物」という。）に法人の名義を使用（以下「名義使用」という。）する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

2 定義

- (1) この要綱において、「名義使用」とは広告物に法人の名称（略称等を含む。）を掲載することをいう。
- (2) 法人の名称以外で明らかに法人のものと推測される情報（所在地、建物写真、実験室、機器及び法人職員の写真等）を広告物に掲載する場合、名義使用に準じて取り扱う。

3 申請

- (1) 名義使用をしようとする者（以下「申請者」という。）は、試験計測等の名義使用申請書（様式 1）及び名義使用する全ての広告物の原稿（原則として書面によるもの）を提出しなければならない。
- (2) 名義使用の申請期間は、試験計測においては試験計測成績書の発行日から、技術開発受託においては報告書の発行日から、原則として 5 年後の日の属する年度の 12 月 28 日まででなければならない。
- (3) 申請は、試験計測成績書を発行した試験計測又は報告書を発行した技術開発受託に関わる案件に限る。

4 審査

- (1) 名義使用申請書を受理した場合、審査会を開催し、申請内容について審査する。
- (2) 前号の規定による審査会に関し必要な事項は、理事長が定める。
- (3) 次の場合は名義使用を承認できない。ただし、ア及びウについては、広告物の効果を十分に発揮するために、成績書又は報告書の内容を不当に変更、加工又は選別することなく使用されていると審査会が認めた場合、この限りでない。
 - ア 成績書又は報告書に記載された内容と異なる場合
 - イ 「法人が実証、認証」等、製品全体の効果や効能に言及する表現が含まれる場合
 - ウ 法人が試験結果にコメントを付けたような表現を含む場合
 - エ 健康、安全、安心や医療や快・不快、また五感等に関わる表現が関係する場合
 - オ 消費者等第三者に誤解を与える表現を含む場合

カ その他、審査会が不適切と判断する表現を含む場合

- (4) 掲載に当たっては、試験計測成績書の利用においては「試験計測成績書」、「記号番号」を、技術開発受託の報告書の利用においては「報告書」、「記号番号」（記号番号だけでは報告書を特定することができない場合、「報告年月日」）を明記するものとする。
- (5) 審査会議事録の保管期間は、審査会開催日の属する日の5年後の年度末までとする。

5 承認

- (1) 審査の結果については、申請者に通知する。審査の結果、適正であると認められた場合、理事長は試験計測等の名義使用承認書（様式2）を交付する。
- (2) 名義使用の期間は、試験計測成績書発行日（技術開発受託においては報告書発行日）から5年後の日の属する年度末までの申請者が希望する期間とする。
- (3) 当該広告物等によって、事故又は損害等が生じた場合でも法人は一切責任を負わないものとする。
- (4) 承認期間終了概ね1か月前に、理事長は試験計測等の名義使用期間終了通知書（様式3）により申請者に通知する。

6 承認の取り消し

- (1) 理事長は名義使用承認書に基づいて作成された広告物が、承認内容と異なるとき又は新たに第4項第3号に抵触することが判明したときは、名義使用の承認を取り消すことができる。
- (2) この場合、申請者は広告物の回収を行うと共に、その処理状況を法人に報告しなければならない。

7 不適切な名義使用の対応

- (1) 申請者が前項第1号に該当し、同第2号に定める広告物の回収等の対応を行わない場合、理事長は企業等名称、承認取り消しの旨及びその理由を公表することができる。
- (2) 企業等が第3項に定める手続きをせず名義使用し、その内容が不適切と認められる場合、理事長は当該企業等に対し名義使用の中止及び広告物の回収を求めるとともに、これに応じない場合は、当該企業等名称及び不適切と認める広告物の該当箇所及びその理由等を公表することができる。

8 事務

この要綱に関する事務は、事業化支援部支援企画課が処理するものとする。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

10 実施日

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。